

## 第Ⅵ章 保存・管理

### 第1節 方向性

福山城跡の本質的価値を適切に保存するとともに、必要に応じて史跡の追加指定を行い、城跡の適切な保護を図る必要がある。このため福山城跡の本質的価値をより明確にする継続的な調査研究を確実に進めるとともに、福山城跡を形づくる城地の自然環境・景観の保全を図る。また、福山城下町と連携した歴史学習の場としての一体的な保存・管理と活用・整備を図るため、保存管理体制を確立し、市民の参画・協力の推進に努めることとし、保存・管理の基本的な方向性は次のとおりとする。

- 福山城跡を構成する本質的価値（石垣、櫓、門など）を確実に保存継承する。また現存遺構に加え地下遺構や指定地外の遺構についても調査研究を進め、保存・活用・整備を図る。
- 都市公園でもある史跡福山城跡は、文化財的価値の保存及び歴史的景観の保全を前提として、植生の管理と公園機能の充実に努め、市民の憩いの場としての活用と文化財保護の両立を図る。

### 第2節 方法

#### (1) 保存管理

##### ① 保存管理の共通事項

- ・ 遺構の保存・管理や活用を目的とした整備上の理由を除き、土地形質の変更，建築行為，設備等の設置，新規の植栽は行わないことを原則とする。

##### ② 日常的な維持管理

- ・ 石垣や曲輪などが毀損している場合には、学術的調査等の成果を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。
- ・ 現在行っている維持管理を継続し、顕在遺構の保存，史跡及び都市公園としての良好な環境，景観の維持に努める。

##### ③ 毀損箇所等の把握

- ・ 常的な維持管理に加え，定期的に史跡内の毀損及びそのおそれのある箇所の把握を行い，毀損の未然防止と被害の拡大を防ぐ。

##### ④ 計画的な修理の実施

- ・ 石垣等，経年劣化により修理が必要となっている箇所については，計画的に修理を実施する。修理に当たっては，史跡の本質的価値を損なわないよう，事前に発掘調査，文献調査等を十分に行うとともに，修理範囲は必要最小限のものとし，可能な限り江戸時代のままの遺構を保存するよう留意する。
- ・ 石垣の日常的な管理については，文化庁文化財部記念物課が監修した『石垣整備のてびき』

(2015年1月発行)の「第6章2. 日常的な維持管理」にまとめられており、これを基準として管理を行うものとする。

## 2. 日常的な維持管理

### (1) 意義・目的

石垣の日常的な維持管理は、石垣の状態を常に良好に維持し、管理することである。それは、ア. 見回り・清掃、イ. 雑草・実生木の除去、樹木管理、ウ. 石材管理、エ. 排水管理の4つから成り、それぞれの性質に応じてある一定の周期の下に行うものである。

### (2) 総括的事項

日常的な維持管理を継続的に行うことは、石垣の緩み・孕みの進行を防止又は抑制する効果を持つ。それは、結果的に経費面の節約においても効果をもたらす。石垣の復旧(修理)の前後に関わらず、日常的な観察を通じて行う概況調査と並行して実施することが重要である。維持管理の実施内容は、石垣カルテにも反映されることとなる。

### (3) 維持管理の基本的な考え方

実施時期、対象範囲、間詰め石の安定状況、排水機能の維持の状況等の項目を定め、記録する。日常的な観察(概況調査)と同時に並行で行う場合には、地方公共団体の職員が自ら記録することとなるが、内外の機関・部局等に委託する場合には、留意事項を定めるなど、統一した記録の作成に努める必要がある。

### (4) 維持管理の内容

#### ア. 見回り・清掃

石垣の上面・表面・基部にはゴミが捨てられたり、放置されたりする可能性もあることから、定期的に見回りを行い、清掃に努める。

常に清掃・整頓された状態に維持されていることは、人が親しみやすい石垣の周辺環境を創造する上での前提となる。したがって、石垣付近に限ることなく、城跡全体においても、日常的な見回り・清掃は重要である。

常勤・非常勤の監視員、外部機関への業務委託、ボランティア活動によるものなどがある。

#### イ. 雑草・実生木の除去、樹木管理

石垣の上面・表面・基部に叢生する雑草・実生木の除去、植栽樹木の適切な管理を行う。

雑草・実生木を放置すると、表面に付着した根が石材を表面から劣化させたり、石垣の裏込め(栗石・砂利層)にまで及ぶことにより、石垣の安定性に重大な影響を及ぼしたりする可能性がある。したがって、それらの除去は年間最低2回行うことが望ましい。特に、高石垣の表面に叢生した雑草・実生木の除去作業は危険を伴うことから、外部の専門的な機関に委託して実施することが多い。ただし、雑草の叢生箇所は地下水の浸潤の経路を示している可能性もあることから、除草の前に丁寧に観察し、石垣の緩み・孕みと雑草の生え方及び水の浸潤経路との関係を推測することも必要である。

また、石垣の上面・基部には、城跡の整備の一環として、マツ・サクラ等の樹木が植栽されている場合が多い。それらの中には、長い年月が経過する過程で根が張り、石垣の安定性に悪影響を及ぼしているものも見られる。したがって、日常的に樹木の根張りとは石垣との関係を観察し、顕著な影響を及ぼしていると判断できる場合には、移植するなどの適切な処置が必要となる。その際には、根張りによって緩み・孕みが顕著に生じている石垣の範囲を特定し、解体修理を行う必要がある。

樹木は、城跡の良好な景観又は来訪者にとっての快適な環境を創造し、生物の生息環境を維持する上でも重要な役割を果たしている。したがって、それらの伐採・除去にあたっては、樹木が果たすこれらの多くの機能にも留意が必要である。特に、伐採・除去の明確な理由を事前に看板・広報等を通じて公表し、その合理性について市民合意を得るよう努めることも重要である。

樹木は生長するものであり、時間とともに根が石垣の安定性に影響を及ぼすことは必至である。したがって、石垣の上面・基部など石垣の直近の位置には、できる限り樹木植栽を差し控えることが求められる。

#### ウ. 石材管理

観察・維持管理とも関連して、石垣を構成する個々の石材，解体修理後に再使用せずに他所にて保管した石材の管理を行う。

個々の石材が雑草・蘚苔類・地衣類等により劣化していないか，割れ等を生じるなど顕著な劣化・風化が進んでいないかについて，確認・把握を行う。

#### エ. 排水管理

石垣の上面・基部における排水溝が正常に機能しているか，排水されずに湿潤な状態のまま継続することがないか等の点について確認・把握を行う。

特に石垣上面の排水が適切に行われていない場合には，石垣の裏込め（栗石・砂利層）に土砂が流入し，目詰まりを引き起こすことにより，石垣の緩み・孕みの遠因となる可能性もある。したがって，排水溝が詰まったり，土砂が堆積して埋まったりしている場合には，排水機能の回復のために定期的に清掃を行う。

また，豪雨時の排水状況を確認することにより，現時点での排水系統の最大許容度を把握することができる。

（出典：『石垣整備のてびき』監修：文化庁文化財部記念物課 2015年1月（一部編集））

### ⑤ 植生管理

- ・ 福山城跡の重要な構成要素に悪影響を与える樹木は，その必要に応じて伐採や剪定など適切な管理を行う。
- ・ 枯死や腐朽によって倒木のおそれがある樹木は，早い時期に伐採を行う。また，近現代に植樹された樹木で，その立地環境により史跡としての理解に誤解を与えるおそれがあるものや，景観上著しく違和感があるものについては，伐採や移植を検討する。
- ・ 樹木の根などが石垣や曲輪などの史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には，保全を優先した対策をとるものとする。
- ・ 樹木密度が高過ぎる場所や枝が茂り過ぎている樹木については，伐採や剪定を行い，良好かつ安全な環境を形成するとともに，花木を楽しむことを目的として植栽された公園修景樹木についても，遺構に影響を及ぼさないものについては維持を図る。

### ⑥ 史跡境界標の設置

- ・ 法第115条第1項の規定により設置が義務付けられている史跡境界標を設置する。

### 第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

#### (1) 制度の概要

法第125条の規定により、史跡内で「現状を変更する行為」または史跡の「保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」という。）については、原則として文化庁長官の許可が必要である。「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事など、史跡に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値が損なわれることがないように、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

現状変更等については、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第125条第1項ただし書きに、許可が不要である事項が示されている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち重大なものを除くものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第4項第1号に示されている。更に、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」（庁保記第226号平成12年。以下「事務処理基準」という。）が定められている。

#### (2) 法令上定められている基準

##### ① 現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、以下の場所については現状変更等を許可することができないとされている。

- ・ 史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合。
- ・ 史跡の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合。
- ・ 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

##### ② 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条第1項ただし書きに、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、「保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合」については、現状変更等の許可を要しないこととされている。

「維持の措置」の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和26年文化財保護委員会規則第10号。以下「許可申請に関する規則」という。）第4条に以下のとおり定められている。ただし、毀損が生じた際には法第33条による毀損届、毀損箇所の復旧を行う場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

- ・ 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、

当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

- ・ 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

### (3) 史跡福山城跡における現状変更等の取扱いの基本方針

史跡の本質的価値を構成する要素に対して悪影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりとする。

- ・ 史跡の保存整備等、利用者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更等に対応できる許可基準を定める。
- ・ 現状変更等を行う場合は、周囲の景観や利用者・見学者への影響に配慮することとする。
- ・ 現状変更等を許可する場合は、遺構面を保存すること等の条件を付すとともに、掘削を伴う場合等、必要に応じて事前に、文化財課による発掘（遺構確認）調査若しくは立会調査を実施することとする。
- ・ 史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、史跡・公園の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
- ・ 史跡指定地外（隣接地）に所在する埋蔵文化財包蔵地については、他の埋蔵文化財包蔵地と同様の保護措置（発掘調査、工事立会等）を実施し、重要な遺構が確認された場合は現状保存等の措置も検討する。
- ・ 史跡内に境内地を所有する三蔵稲荷神社がその敷地内で行う宗教上必要なもの以外の現状変更は認めない。

### (4) 現状変更等の取扱基準

史跡福山城跡における現状変更等の取扱基準を次のように定める。

- ・ 現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例  
上記の法第125条第1項ただし書き及び「許可申請に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為について、その具体的な事例は以下のとおりである。

#### 【維持の措置】

- ・ 史跡の毀損、衰亡時の原状復旧  
石垣の築石が部分的に外れた場合にそれをもとの位置に戻す行為、土坡の一部が流出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等
- ・ 史跡の毀損、衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における、当該部分の除去  
ただし、人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、毀損



等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、この項目は原則として適用しないこととする。

#### 【非常災害のために必要な応急措置を執る場合】

地震、台風、火災等の非常災害の際の、石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵等の工作物の設置、被災した市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

#### 【保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合】

指定地内の清掃、除草等日常的な維持管理行為、植栽樹木の剪定などの維持管理、倒木の除去（抜根は伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、史跡内建築物・工作物の小規模な修繕、土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

#### （５）福山市教育委員会による許可が必要な行為

法第 184 条第 1 項第 2 号及び施行令第 5 条第 5 項第 1 号により、福山市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は以下のとおりである。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となる。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいう。

#### 【小規模建築物で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築】

「小規模建築物」とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m<sup>2</sup>以下のものをいう。

なお、建築とは、建築物を新築し、増築、改築、又は移転することをいい、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に以下のように定められているものである。

- ・ 新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。
- ・ 増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 既存の建築と同一敷地内であること。
  - イ 既存の建築と用途が不可分であること。
- ・ 改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいう。
- ・ 移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

#### 【工作物（建築物を除く）の設置・改修】

土地の形状の変更を伴わないものに限る。また、改修については、その工作物の設置の日から 50 年を経過していないものに限る。

#### 【道路の舗装・修繕】

土地の形状の変更を伴わないものに限る。

#### 【法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修】

史跡の管理に必要な施設とは、史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵を指し、これらについて史跡への影響が最小限のものについて許可する。

#### 【電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の設置、改修】

#### 【建築物等の除去】

建築又は設置の日から 50 年を経過していないものに限る。

#### 【木竹の伐採】

#### 【史跡の保存のため必要な試験材料の採取】

これらの行為については、1) 史跡の保存管理、活用、整備、景観の保全に必要なもの、2) 公益上必要なもの、3) 私有地にあつては所有者の生活上必要なものであつて、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについて、福山市教育委員会文化財担当職員による工事立会等を条件に付して許可することとする。

#### (6) 文化庁長官の許可が必要な行為

上記の現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例及び福山市教育委員会による許可が必要な行為以外の行為については、文化庁長官の許可が必要となる。史跡福山城跡において今後想定される事例について、事務処理基準に基づく許可基準は次のとおりである。

また、必要に応じて事前の発掘調査、工事立会等を実施することも求められている。

#### 【発掘調査等学術目的に実施する行為】

調査の目的が史跡福山城跡の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、また、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは許可する。

#### 【史跡の修理、復元整備】

発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整理検討会等で十分に検討したものについては許可する。また、修理は必要最小限の範囲とする。

#### 【地形の改変】

復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。

#### 【建築物の新築、改築、移転、除却】

新築、改築、移転、除却については、史跡の保存・活用・整備、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについては許可する。

#### 【工作物の新設、改修、修繕、除却】

史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて許可する。

#### 【地下埋設物の設置、改修】

改修は、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備及び防災等は公益上必要なものにつ

いて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ許可する。新設は、史跡及び公園としての保存管理・整備及び防災等は公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で許可する。

#### 【木竹の植栽、抜根】

新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で、認めることとする。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。

抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則としてはその必要性と、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に許可する。

### 第4節 史跡指定地外の区域の保存

#### (1) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

史跡指定地範囲外の区域については、現状変更等許可申請は必要としないが、福山城の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するためには重要な地域と考える。そのため、地域住民や土地所有者等には文化財保護に対する理解・協力を求め、遺構の保護や景観の保全に努めることとし、取扱方針等を次のとおりとする。

##### ① 保存管理方針

法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含まれることから、埋蔵文化財包蔵地であることを地域住民や土地所有者等に周知・啓発し、遺構や地形の保存、景観の保全に対する理解を促し、現状の維持に努める。

##### ② 保存管理方法

「周知の埋蔵文化財包蔵地」であることから、開発行為等については遺構を損なうことがないように関係者と十分協議し、保護に対する理解・協力を求め、遺構の保護と景観の保全に努める。

##### ③ 現状変更等の取扱基準

史跡指定範囲外の区域であるため、現状変更等の許可申請は必要とせず、法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取り扱うものとし、地形の改変を伴う住宅、店舗等の建築物・工作物の新築・増築・改築・除却等については、事前に法による届出等による手続きが必要であるほかは、原則として規制はしない。

ただし、届出等に基づき、現状変更等の規模や施工方法等について事前に協議を行うほか、開発行為に伴う事前の発掘調査等を地権者等の協力を得て実施し、実態を明らかにした上で、



遺構への適切な保護措置や景観の保全が図られるよう理解を求めることとする。

## 第5節 追加指定と公有化

### (1) 追加指定の必要性

福山城跡の外堀の内側である城内区域については、福山城の構造及び全体像を理解するために重要な区域である。現在、史跡指定地を除く城郭区域内には「広島県立歴史博物館」や「ふくやま美術館」などの文化施設のほか一般の市街地も含まれる。これまでの発掘調査等の結果から、地下には城郭の遺構が残っているところもあることが分かっている。今後はこれら区域内の遺構の状況の調査を実施し、重要な遺構が発見されたところについては、地権者及び関係者の同意を得られるよう調整し、環境が整ったところから史跡の追加指定を図っていく必要がある。

また、外堀から福山湾に通じていた「入川」（「周知の埋蔵文化財包蔵地」）についても、終戦後に埋め立てられ、その多くは道路や宅地となっている。この区域についても城郭区域内と同様に地下遺構が残されているところがあることが判明しており、重要な遺構については史跡の追加指定を図る必要がある。

### (2) 追加指定後の公有化

史跡指定範囲内に私有地が存在する場合、史跡の保存と管理を確実にし、適切な公開、活用を目的として史跡指定地を整備するに当たって、当該私有地を公有化する必要がある。

史跡指定地が私有地であっても、市などの地方公共団体が管理団体となり、指定地に対する管理等の措置を施すことも可能ではある。しかし、文化財の保存・整備を確実に進め、整備後の維持管理等にも十分対応するためには公有化を図ることが望ましい。今後、重要な遺構が発見され追加指定が行われる場合には、地権者等関係者と協議し、公有化を図っていくことが必要である。